

岡崎市不妊治療費補助金交付要綱

(通則)

第1条 岡崎市不妊治療費補助金交付要綱は、予算の範囲内において不妊治療に係る費用の一部に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に係る規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、保険適用とされる体外受精及び顕微授精等の生殖補助医療（以下「生殖補助医療」という。）と併用して自費で実施される先進医療に係る費用の一部を補助することにより、子どもを持ちたいと希望する方の経済的な負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 保険医療機関

先進医療の実施医療機関として厚生労働省へ届け出ている又は厚生労働省から承認を受けている保険医療機関をいう。

(2) 先進医療

前号で規定する保険医療機関で生殖補助医療と併用して実施される厚生労働省が先進医療として告示した治療及び技術をいう。

(3) 1回の治療

医師が判断した採卵準備のための投薬開始等の治療計画を作成した日等から、妊娠の確認等（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合を含む。）に至るまでの生殖補助医療の一連の過程をいう。

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、申請日において、両方又はいずれか一方が岡崎市に住所票を有する夫婦（法律上の婚姻手続きを行っていないが、事実上夫婦としての実態を有する関係を含む。）とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、下表に掲げるとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
1回の治療と併用して実施した先進医療	補助対象経費の額に10分の7を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数が生じたときはその端数は切り捨てる。（5万円を上限とする。）

(交付申請兼実績報告書)

第6条 第4条に定める対象者で補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岡

崎市不妊治療費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象となる先進医療について、他の自治体で助成を受けている場合は、申請することができない。

(1) 岡崎市不妊治療費補助金交付事業受診等証明書（様式第 2 号）

(2) 不妊治療を受けた医療機関が発行する領収書

(3) 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類

ただし、事実婚関係にある者については、治療当事者両人が重婚でないか証明できる書類、同世帯であるか証明できる書類及び事実婚関係に関する申立書（様式第 3 号）

(4) 住所地を証明する書類

(5) 申請者名義の口座振込先の金融機関、口座番号等が確認できるもの（通帳の写し等）

(6) その他市長が必要と認める書類

ただし、(3)、(4)の書類については、申請者の同意を得て公簿による確認が可能な場合は、省略できるものとする。

2 前項の規定による申請書の提出は、あいち電子申請・届出システムを利用した申請（以下「電子申請」という。）又は窓口の持参により行うものとする。電子申請の場合は、フォームで申請書の内容を全て入力するため、フォームの入力で申請書の提出とみなすことができるものとする。

3 申請書の提出期限は、1回の治療の終了した日から6か月以内とする。ただし、令和8年4月1日以降に先進医療を実施したものに限る。

（補助金の交付決定及び額の決定）

第7条 市長は、前条に定める書類を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、岡崎市不妊治療費補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第4号）、補助金を交付しない決定をしたときは、岡崎市不妊治療費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 市長は、前条の規定による額の確定があった場合は、前条の交付決定を受けた者から補助金の請求がなされたものとみなす。その場合、当該請求に係る適正な請求書類を受領した日の属する月の翌月末日までに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第9条 申請者が偽りその他の不正行為により補助金の交付を受けたときは、第7条第1項の規定による交付決定を取り消し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（台帳の整備）

第10条 市長は、第6条に基づく申請があったときは、岡崎市不妊治療費補助事業台帳を作成し、整備するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後もその効力を有する。